

高知県原油高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県原油高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者をいう。
- (3) 製造業 日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）において製造業に分類される産業をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた製造業を営む県内中小企業者における省エネルギーの推進及び生産性の向上を目的とした設備投資を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業の対象は、原油価格・物価高騰等の影響により売上高又は付加価値額が一定割合以上減少した製造業を営む県内中小企業者（以下「間接補助事業者」という。）が行う省エネルギーの推進及び生産性の向上を目的とした設備投資を支援する事業とし、補助事業者が間接補助事業者に間接補助金を交付することにより実施する。
- 3 前項の売上高又は付加価値額の一定割合以上減少は、別表第1の1に定めるとおりとし、間接補助事業者が行う事業の要件は、別表第1の2に定めるとおりとする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、間接補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補

助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第2号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第3号様式による財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる事項を条件として付さなければならないこと並びに間接補助事業者からの交付の申請に当たっては、別記第4号様式による誓約書兼同意書及び県税の滞納がないことを証明するものを添付させなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第5号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び別表第2の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と事前に変更内容について協議すること。

2 知事は、前項の規定による補助事業の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(概算払)

第9条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を令和5年3月22日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月22日のいずれか早い日までに、別記第8号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月22日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときに、その金額を速やかに別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、知事に提出するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果

が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、当該年度終了報告に係る補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

- 2 知事は前条第2項の規定による年度終了実績報告書を受理した場合は、年度終了実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その年度終了実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第13条 知事は、第7条第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別表第3に該当した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（債権譲渡の禁止）

第14条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（遂行状況の報告）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(事業成果のフォローアップ)

第16条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から3年間、間接補助事業者の事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め、又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

別表第1の1（第3条関係）

原油価格高騰等（2022年1月）以降の連続する12月間のうち任意の3月と、原油価格高騰等以前（2019年1月から2021年12月）の同3月とを比較し、売上高の5パーセント又は付加価値額*の7.5パーセント以上の減少が認められること。

*付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。

別表第1の2（第3条関係）

間接補助事業者が行う事業の要件
(1) 省エネルギー要件 補助事業実施前後における機械装置等のエネルギー使用量を10パーセント以上削減できる計画を策定すること。
(2) 生産性向上要件 補助事業終了後3年までの間に付加価値額が年率平均3パーセント以上増加する計画を策定すること*。

*同一事業で既に補助金の交付又は交付決定を受けた事業者については、直近の計画にさらに年率平均3パーセント以上を増加する計画を策定すること

別表第2（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額* ²
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	○機械装置等購入費 生産工程において使用する機械装置等又は受変電設備の購入、据付等に要する経費 ※上記に必要な配管・配電等の工事費及び設置搬入費等を含む* ¹	補助対象経費の2分の1以内	750万円以内 ただし、下限50万円とする
(2) 上記(1)の事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費並びに委託料	定額	

*1 補助対象経費は事業実施のために必要な経費とし、事業実施に直接関係のない経費及び既存設備の撤去費用並びに汎用性があり目的外使用になり得る備品（パソコン等）の購入費、建屋の新築・増改築等の費用、不動産の取得に係る経費及び賃借料は、補助対象外とする。また、中古品や自社で製造する製品も補助対象外とする。

*2 新型コロナウイルス感染症の影響等、間接補助事業者の責めに帰さない事由により、実績報告時に補助金確定額が下限額を下回る場合は、補助対象とする。

別表第3（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。